

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年5月14日提出

基山町長 松田 一也

令和8年5月14日原案承認



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

基山町長 松 田 一 也

（専決理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、軽自動車税の環境性能割の廃止、軽自動車税グリーン化特例の適用期限の延長等の改正が行われたため、基山町税条例を改正することが急務であるため。

基山町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

基山町長 松田 一也

基山町条例第11号

基山町税条例の一部を改正する条例

基山町税条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」を「第98条第1項」に改める。

第33条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項中「3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて」を「軽自動車等に対し、その所有者に」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

第80条第3項を削る。

第81条第1項中「軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者」を「買主を軽自動車等の所有者」に改め、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2の見出し中「が取得する3輪以上の軽自動車」を「の所有する軽自動車等」に、「環境性能割」を「軽自動車税」に改め、同条中「取得する3輪以上の軽自動車」を「所有する軽自動車等」に、「環境性能割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の2の2から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽

自動車税」に、「第33号の4の2」を「第33号の4」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2」を「第33号の4」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第81条の2の2」を「第81条の2」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「第15条第25項」を「第15条第24項」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「第15条第25項」を「第15条第24項」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「第15条第25項」を「第15条第24項」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「第15条第25項」を「第15条第24項」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第7項中「第15条第25項」を「第15条第24項」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第8項中「第15条第25項」を「第15条第24項」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「第15条第25項第3号ハ」を「第15条第24項第4号」に改め、同条第10項及び第11項を削り、同条第12項中「第15条第32項」を「第15条第31項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第13項を第11項とし、第14項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「第12条第23項」を「第12条第24項」に改め、同項第6号中「第12条第24項」を「第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「第12条第31項」を「第12条第32項」に改め、同条第14項中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第15項中「実演芸術公演施設」を「特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施

行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第12条第1項中「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和7年改正前の法」という。）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和8年改正前の法」という。）」に改め、同条第2項中「法」を「令和8年改正前の法」に改め、同条第3項中「令和7年改正前の法」を「令和8年改正前の法」に改め、同条第4項及び第5項中「法」を「令和8年改正前の法」に改める。

附則第13条中「法」を「令和8年改正前の法」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び

第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお、従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日以前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(基山町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 基山町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。